

## 米国、配当・譲渡益の 軽減税率 2 年延長

制度調査部

吉井 一洋

2010 年まで上限税率 15%

### 【要約】

- ブッシュ大統領は 2006 年 5 月 17 日に、配当やキャピタル・ゲインに対する軽減税率の適用期限を延長する減税法に署名した。
- 米国では、2008 年までの時限措置として、配当や長期キャピタル・ゲインに対して、15%、5%(2008 年は 0%)の軽減税率を適用している。減税法により、この軽減税率の適用期限は 2 年間延長されることになる。
- 株式投資を優遇する姿勢を明確に打ち出している米国の例に倣い、わが国でも配当・株式譲渡益に対する 10%の軽減税率の維持が望まれるところである。

ブッシュ大統領は 2006 年 5 月 17 日に、配当やキャピタル・ゲインに対する軽減税率の適用期限を延長する減税法に署名した。減税法の正式な法律名は“Tax Increase Prevention and Reconciliation Act of 2005”である。

米国では、配当やキャピタル・ゲインは、通常所得として総合課税される。ただし、税率に関しては、長期のキャピタル・ゲインの場合は、90 年代以降、通常税率よりも軽減されてきた。2003 年からは、長期キャピタル・ゲインに対する税率が、15%、5%に軽減された。長期キャピタル・ゲインを合算した後の通常所得に適用されるべき通常税率が 25%以上(25%、28%、33%、35%)となる場合は、長期キャピタル・ゲイン部分に対しては 15%の軽減税率が適用される。適用されるべき通常税率が 25%未満(10%、15%)となる場合は、長期キャピタル・ゲイン部分に対しては 5%(2008 年は 0%)の軽減税率が適用される。配当は、従来は他の通常所得と同じ税率が適用されていたが、2003 年からは長期キャピタル・ゲインと同じ軽減税率が適用されることになった。

ただし、上記の軽減税率は時限措置であり、2007 年までは 15%、5%の税率、2008 年は、15%、0%の税率が適用されることとされていた。今回の減税法により、この軽減税率(上は 15%だが、下は 5%ではなく 0%の模様)の適用期限が、2009 年、2010 年の 2 年間延長されることになる。

米国のブッシュ政権では、今回の減税法とは別に、2005 年 1 月に超党派の大統領諮問委員会を設けて、抜本的な税制改革を検討している。同委員会は、2005 年 11 月に税制改革案を公表している。税制改革案では、「簡素化された所得税プラン」と「成長と投資の税プラン」の 2 種類のプランを示した。前者のプランは、税法の規定の量や税務コストの削減のため現行税制を簡素化するもので、現行の所得課税をベースとしている。後者は、フラットタックス的な要素を取り入れた新しい課税の枠組みを提案するものである。いずれのプランでも、配当やキャピタル・ゲインは他の所得よりも優遇する措置が提案されている。(次ページ「図表 米国の税制改革プラン」参照)

米国でも、ベビーブーマ世代の退職開始による年金負担増や医療費負担の増加など、わが国と同様の問題を抱えている。米国もわが国も福祉や社会保障等の負担に国が耐えられなくなり、福祉国家

的な役割を縮小する方向にある。国が補助できなくなる分、自助努力による資産形成を促さざるを得ない。米国では株式投資を優遇する姿勢を明確に打ち出し、個人の資産形成を促すと共に、リスクマネーの供給により経済を活性化しようとしている。

現在、わが国では、上場株式の配当や譲渡益に対して 10%の軽減税率が適用されている。配当の場合は、2008 年 3 月末、株式譲渡益は 2007 年末までの時限措置となっている。今後の税制改革の議論の中で、軽減税率を適用期限到来後も延長するかどうか重要なテーマとなっている。自民党税制調査会が 6 月 28 日にまとめた論点整理でも、論点として取り上げられている。わが国でも、個人の自助努力による資産形成促進、「貯蓄から投資」へのシフトによるリスクマネーの供給は、重要な国策である。わが国の個人金融資産に占める株式や投資信託の占める割合が 1 割程度であり、3 割に達する米国と比較してはるかに低い現状を考えると、10%の軽減税率の維持が望まれるところである。

図表 米国の税制改革プラン

|                 | 簡素化された所得税プラン                                                                         | 成長と投資の税プラン          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 家族関連            |                                                                                      |                     |
| 税率              | 15%、25%、30%、33%                                                                      | 15%、25%、30%         |
| AMT (代替ミニマム税)   | 廃止                                                                                   |                     |
| 人的控除            | 家族税額控除に統合 (夫婦3300ドル、独身子供あり2800ドル、独身1650ドル、扶養されている納税者1150ドル、子供1人につき1500ドル、扶養親族は500ドル) |                     |
| 基礎控除            |                                                                                      |                     |
| 子女税額控除          |                                                                                      |                     |
| 獲得所得税額控除        | 勤労税額控除 (上限は子供を1人有する場合は3570ドル、2人以上有する場合は5800ドル)                                       |                     |
| 婚姻ペナルティ         | 所得ブラケットを独身者の2倍とすることで調整                                                               |                     |
| 他の主要な税額控除・所得控除  |                                                                                      |                     |
| 住宅ローンの利子        | 利子の15%を税額控除 (住宅ローンの上限227000 ~ 412000ドル)                                              |                     |
| 慈善寄付金           | 所得から控除可能 (所得の1%以上を寄付)                                                                |                     |
| 健康保険            | 税引き前の所得で購入可能 (個人で5000ドル、家族で11500ドル)                                                  |                     |
| 州税              | 控除不可                                                                                 |                     |
| 教育              | 家族税額控除の請求可能                                                                          |                     |
| 個人の貯蓄・退職貯蓄      |                                                                                      |                     |
| 確定拠出プラン         | 統合化                                                                                  |                     |
| 確定給付プラン         | 変更なし                                                                                 |                     |
| 退職貯蓄プラン         | 年間10000ドルを上限とする退職貯蓄勘定に変更                                                             |                     |
| 教育貯蓄プラン         | 年間10000ドルを上限とする家族貯蓄勘定に変更                                                             |                     |
| 健康貯蓄プラン         |                                                                                      |                     |
| 配当              | 100%非課税(米国企業の国内利益から支払われたもの)                                                          | 15%の税率で課税           |
| キャピタル・ゲイン       | 個人が1年超保有する米国企業株式の譲渡益は75%非課税 (実効税率は3.75% ~ 8.25%)                                     |                     |
| 受取利子            | 通常の税率で課税                                                                             |                     |
| 社会保障給付          | 単一の所得控除を有する三段階の構造に変更。所得が44000ドル以下の夫婦(単独なら22000ドル)は非課税                                |                     |
| 小規模事業           |                                                                                      |                     |
| 税率              | 個人の税率と同じ                                                                             | 30%(個人事業主は個人の税率と同じ) |
| 帳簿              | 簡素化された現金基準の会計基準                                                                      | 事業キャッシュ・フロー課税       |
| 投資              | 費用処理                                                                                 |                     |
| 大規模事業           |                                                                                      |                     |
| 税率              | 31.5%                                                                                | 30%                 |
| 投資              | 簡素化された加速償却                                                                           | 費用処理                |
| 支払利子            | 変更なし (控除可能)                                                                          | 控除不可 (金融機関を除く)      |
| 受取利子            | 課税                                                                                   | 非課税 (金融機関を除く)       |
| 法人AMT (代替ミニマム税) | 廃止                                                                                   |                     |